

社会福祉法人米原市社会福祉協議会

准正規職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に従事する准正規職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものである。

(給与)

第2条 職員には、准正規職員就業規則第29条に規定する勤務時間による勤務に対する対価として給与を支給する。

2 職員の基本給は月給とし、別表1のとおりとする。

(手当の種類)

第3条 職員に次の各号の手当を支給することができる。

- (1) 通勤手当
- (2) 時間外勤務手当
- (3) 管理者手当
- (4) 期末一時金
- (5) 年末年始勤務手当
- (6) 宿直手当
- (7) 時間帯手当
- (8) 福祉介護人材処遇改善手当

(手当の額)

第4条 前条に規定する手当の額は、次のとおりとする。

- (1) 通勤手当、時間外勤務手当、管理者手当、年末年始勤務手当、宿直手当、時間帯手当については、本会正規職員給与規程を準用する。
- (2) 期末一時金の額についてはその都度会長が別に定める。
- (3) 福祉介護人材処遇改善手当は、在職する福祉介護職員に対して、別表2の金額を越えない範囲において毎月の給与で支給する。

(休職者の給与)

第5条 休職者に対する給与は、正規職員給与規程第22条を準用する。

(給与の支給)

第6条 給与は、当月1日から当月末日までを計算期間とし、支払い日は当月の20日とする。ただし、給与支払日が休日の場合には、その前日に繰上げ支払うものとするもやむを得ない事情があるときは翌日に繰下げる。

2 計算期間の途中で採用され、または退職した場合の給与は、当該計算期間の所定労

働日数を基準に日割り計算して支払う。

3 給与は、通貨でその全額を直接若しくは本人名義の預貯金口座に振り込むことにより支払う。ただし、次に掲げるものは給与から控除するものとする。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険（介護保険を含む）および厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (5) 財形貯蓄預金
- (6) 職員代表との書面による協定により給与から控除することにしたもの

4 その他の給料の支給については、正規職員給与規程を準用する。

（休暇等の給与）

第7条 職員が年次有給休暇・特別休暇を取得した期間は、通常の給与を支給する。

2 生理日就業困難者の措置については、2日に限り有給とする。

3 産前産後の休業および母性健康管理のための休暇、育児時間については、無給とする。

4 介護休業、育児休業については、無給とする。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年1月5日から施行し、平成24年1月1日から適用する。

（経過措置）

平成24年1月1日から平成24年3月31日までの間、平成23年12月31日までに従事している職員の基本給及び福祉介護人材処遇改善手当については、改正後の社会福祉法人米原市社会福祉協議会准正規職員給与規程別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表 2 (第 4 条第 3 号関係)

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 職種 就業期間 </div>	福祉介護人材処遇改善手当の額
看護職員・機能訓練指導員	21,000円
上記以外	16,000円